# 勅任官は自由任用であったため、この自由任用の範囲をどこまで認めるか、あるいはどこまで制限するかが政党と官僚の政治的争いの一つのポイントにもなった。戦前日本では政党員の猟官運動が活発化せざるを得ない構造が出来上がっていたのである。この自由任用の制度は、戦後完全に廃止された《中略》

# 　　戦前の官吏は天皇に対して忠順義務を負っていたものの、国民に対しては特権的身分に属していたといってよい。従って時として服務における公・私が完全には分離しないようなこともあった。高級官吏と下級官吏の間の身分差は激しく、官庁内の食堂、手洗いはまったく別の場所に用意されていた。

　　しかし戦後の新しい憲法のもとでは、公務員は国民の公業であるという立場から公務員制度の大改革が行われた。戦前の「高文」は廃止され、公開平等の競争試験が導入されることになる。官吏の中の身分制も廃止され、給与の著しい格差もなくなった。全省庁にわたる統一的な人事行政を実施するための中央人事行政機関として人事院が誕生するのである。